

札幌市特別職報酬等審議会
資料

令和3年10月 札幌市総務局職員部

第1 特別職報酬等審議会根拠条例

- 1 札幌市特別職報酬等審議会条例 1

第2 特別職職員の報酬額等

- 1 札幌市職員の報酬等改定経過 2
- 2 政令指定都市における市長及び副市長の給料月額 3
- 3 政令指定都市における議会議員の報酬月額 4
- 4 政令指定都市における市長給料の改定推移（平成14年以降） 5
- 5 政令指定都市とその所在道府県の市長等及び議会議員の
給料月額等比較 6
- 6 政令指定都市における市長及び副市長の給与等（年間総額） 7
- 7 政令指定都市における議会議員の報酬等（年間総額） 8
- 8 政令指定都市における市長及び副市長の退職手当支給額 9

第3 その他

- 1 消費者物価指数 10
- 2 民間役員の報酬・年間賞与の状況（規模別・役位別） 11
- 3 札幌市特別職報酬等審議会 平成28年度答申書 12
- 4 人事院勧告の概要 13

第4 関係法令・通知

- 1 特別職の報酬等について（昭和39年自治事務次官通知） 14
- 2 札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例 15
- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例 16

※ 資料は、特にことわりがない限り、令和3年4月1日現在

第1 特別職報酬等審議会根拠条例

1 札幌市特別職報酬等審議会条例

昭和39年11月16日

条例第34号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、特別職の職員の報酬等の額について審議するため、札幌市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額、議会の会派に交付する政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員10人以内をもつて組織し、その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が委嘱する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2 特別職職員の報酬額等

1 札幌市職員の報酬等改定経過

1 一般職職員

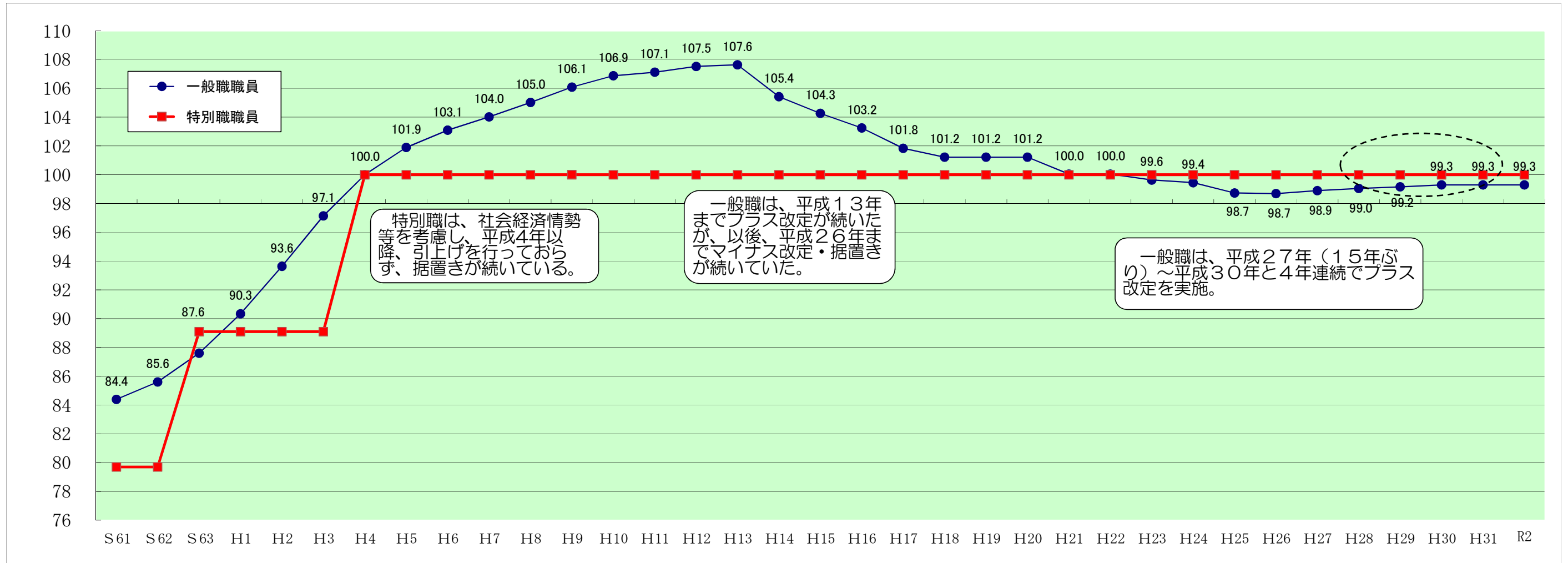
改定年月日 区分	S61.4.1	S62.4.1	S63.4.1	H1.4.1	H2.4.1	H3.4.1	H4.4.1	H5.4.1	H6.4.1	H7.4.1	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H15.1.1	H15.12.1	H16.12.1	H17.12.1	H18.12.1	H19.12.1	H20.12.1	H21.12.1	H22.12.1	H23.12.1	H24.12.1	H25.12.1	H26.12.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
改定率(%)	2.28	1.41	2.28	3.03	3.53	3.60	2.86	1.90	1.17	0.90	0.96	1.02	0.74	0.23	0.38	0.10	▲2.06	▲1.09	▲0.98	▲1.37	▲0.60	0.00	0.00	▲1.16	0.00	▲0.41	▲0.19	▲0.72	0.00	0.21	0.15	0.12	0.13	0.00	0.00

【改定率】・・・公民較差(民間給与と本市職員給与との差)を解消するために実施した本市職員給与の改定結果。値が正の場合は増額改定を表し、値が負の場合は減額改定を表す。

2 特別職職員

改定年月日 区分	S61.4.1	S62.4.1	S63.10.1	H1.4.1	H2.4.1	H3.4.1	H4.12.1	H5.4.1	H6.4.1	H7.4.1	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H15.1.1	H15.12.1	H16.12.1	H17.12.1	H18.12.1	H19.12.1	H20.12.1	H21.12.1	H22.12.1	H23.12.1	H24.12.1	H25.12.1	H26.12.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1		
市長 (千円)	1,020	→	1,140	→	→	→	1,280	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
副市長 (千円)	830	→	920	→	→	→	1,030	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
議長 (千円)	820	→	930	→	→	→	1,040	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
副議長 (千円)	750	→	850	→	→	→	950	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
議員 (千円)	680	→	760	→	→	→	860	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

3 特別職職員と一般職職員の給与改定率等比較(毎年の給与改定率を積算。平成4年を100としている。)



第2 特別職職員の報酬額等

2 政令指定都市における市長及び副市長の給料月額

【平成4年12月1日（給料改定後）時点】

(単位：千円)

市	市長	順位	助役	順位	適用	人口 (人)	順位
大阪市	1,450	1	1,140	1	H4.4	2,506,368	2
神戸市	1,410	2	1,110	2	H4.5	1,458,698	5
横浜市	1,360	3	1,110	2	H3.12	3,233,127	1
名古屋市	1,350	4	1,090	4	H3.7	2,098,022	3
京都市	1,300	5	1,030	5	H3.12	1,398,781	6
札幌市	1,280	6	1,030	5	H4.12	1,687,144	4
仙台市	1,230	7	950	7	H3.10	909,986	11
福岡市	1,190	8	950	7	H2.4	1,204,723	7
広島市	1,180	9	940	10	H2.4	1,066,183	9
北九州市	1,180	9	930	11	H2.4	1,016,232	10
川崎市	1,180	9	950	7	H2.10	1,161,936	8
千葉市	1,145	12	920	12	H4.4	825,303	12
(参考) 北海道	1,380	—	1,100	—	H4.10	—	—

- ※1 「順位」は12政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。
 ※2 各市の人口は、平成4年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。
 ※3 給料月額は、札幌市は給料改定後の平成4年12月1日、その他の都市は平成4年4月1日現在の額である。
 市長平均：1,271千円、副市長平均：1,013千円

【令和3年4月1日時点】

(単位：千円)

市	市長	順位	副市長	順位	適用	人口 (人)	順位
大阪市	1,669	1	1,096	5	H27.2	2,740,458	2
横浜市	1,599	2	1,285	1	H28.4	3,762,090	1
名古屋市	1,467	3	1,100	3	市長H19.4 副市長H22.4	2,293,459	3
神戸市	1,410	4	1,110	2	H4.5	1,521,615	7
京都市	1,390	5	1,100	3	H8.7	1,397,167	8
千葉市	1,317	6	1,064	6	H30.4	975,507	12
仙台市	1,310	7	1,020	10	H18.4	1,063,169	11
広島市	1,310	7	1,050	7	H8.1	1,192,589	10
福岡市	1,300	9	1,040	8	H21.4	1,564,178	5
札幌市	1,280	10	1,030	9	H4.12	1,960,829	4
浜松市	1,277	11	928	18	H19.4	797,938	15
静岡市	1,250	12	940	16	H19.4	692,374	20
北九州市	1,230	13	980	12	H27.4	939,961	13
さいたま市	1,210	14	951	13	H28.4	1,327,691	9
川崎市	1,200	15	950	14	H29.4	1,522,098	6
堺市	1,190	16	990	11	H9.4	829,924	14
熊本市	1,190	16	947	15	R2.4	730,648	17
新潟市	1,167	18	942	15	H28.4	782,107	16
岡山市	1,160	19	920	19	H21.8	706,775	19
相模原市	1,142	20	935	17	H9.4	718,219	18
(参考) 北海道	1,380	—	1,100	—	H4.10	—	—

- ※1 「順位」は20政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。
 ※2 各市の人口は、令和3年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。
 ※3 給料月額は、令和3年4月1日現在の額である。
 市長平均：1,303千円、副市長平均：1,019千円

第2 特別職職員の報酬額等

3 政令指定都市における議会議員の報酬月額

【平成4年12月1日（報酬改定後）時点】

(単位：千円)

市	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	適用	人口 (人)	順位
大阪市	1,200	1	1,060	1	970	1	H4.4	2,506,368	2
神戸市	1,140	2	1,040	2	930	2	H4.5	1,458,698	5
横浜市	1,120	3	1,010	3	900	3	H3.12	3,233,127	1
名古屋市	1,100	4	970	4	890	4	H3.7	2,098,022	3
京都市	1,050	5	960	5	890	4	H3.12	1,398,781	6
札幌市	1,040	6	950	7	860	6	H4.12	1,687,144	4
川崎市	970	7	830	11	780	7	H2.10	1,161,936	8
北九州市	960	8	860	6	770	8	H2.4	1,016,232	10
仙台市	950	9	840	9	770	8	H3.10	909,986	11
広島市	950	9	840	9	770	8	H2.4	1,066,183	9
福岡市	930	11	850	7	770	8	H2.4	1,204,723	7
千葉市	870	12	785	12	725	12	H4.4	825,303	12
(参考) 北海道	1,160	—	1,040	—	900	—	H4.10	—	—

- ※1 「順位」は12政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。
 ※2 各市の人口は、平成4年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。
 ※3 報酬月額は、札幌市は給料改定後の平成4年12月1日、その他の都市は平成4年4月1日現在の額である。
 議員平均：1,023千円、副議長平均：916千円、議員平均835千円

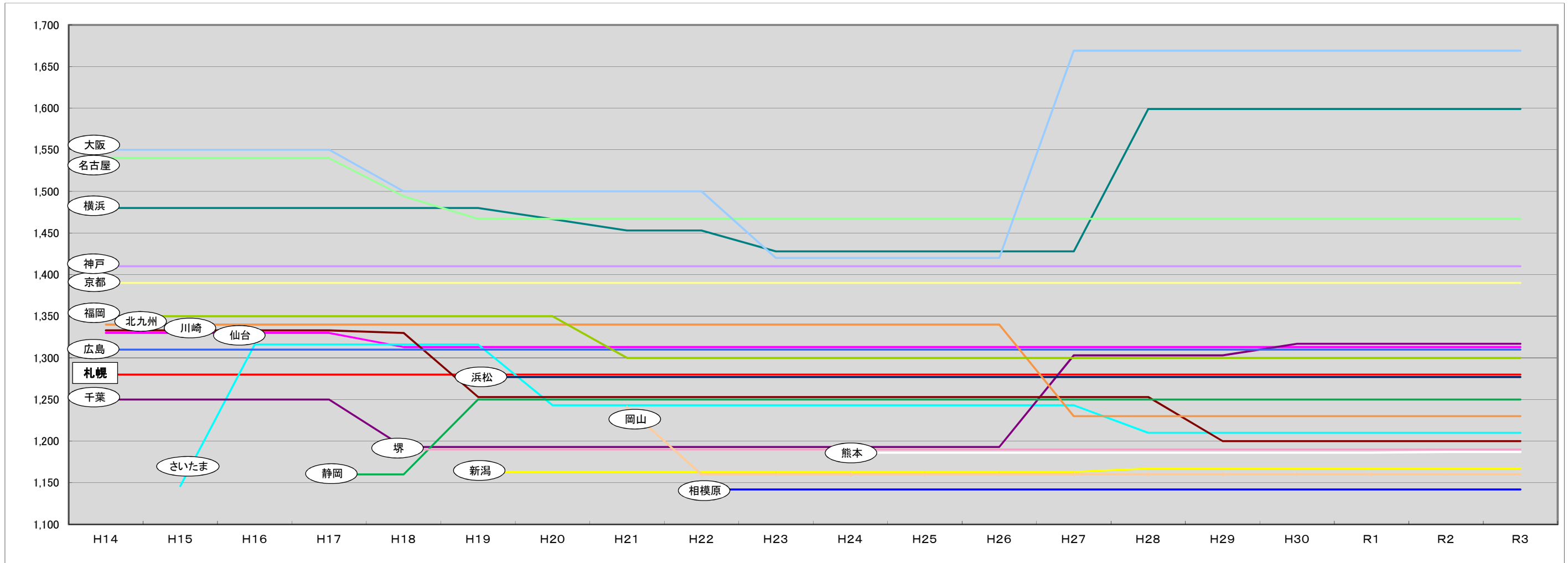
【令和3年4月1日時点】

(単位：千円)

市	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	適用	人口 (人)	順位
名古屋市	1,225	1	1,078	1	990	1	H18.4	2,293,459	3
横浜市	1,179	2	1,061	2	953	3	H23.4	3,762,090	1
神戸市	1,140	3	1,040	3	930	4	H4.5	1,521,615	7
京都市	1,120	4	1,030	4	960	2	H8.7	1,397,167	8
北九州市	1,090	5	980	5	880	5	H6.4	939,961	13
大阪市	1,080	6	960	7	880	5	H27.4	2,740,458	2
広島市	1,060	7	930	9	860	8	H8.1	1,192,589	10
福岡市	1,060	7	970	6	880	5	H6.4	1,564,178	5
札幌市	1,040	9	950	8	860	8	H4.12	1,960,829	4
川崎市	1,030	10	920	10	830	11	H19.4	1,522,098	6
仙台市	1,020	11	910	11	840	10	H18.4	1,063,169	11
さいたま市	977	12	873	12	807	12	H20.1	1,327,691	9
堺市	950	13	850	13	780	13	H20.1	829,924	14
千葉市	930	14	840	14	770	14	H18.7	975,507	12
岡山市	850	15	770	15	710	15	H8.4	706,775	19
静岡市	824	16	735	17	663	18	H15.4	692,374	20
熊本市	820	17	746	16	676	16	H31.4	730,648	17
浜松市	803	18	717	18	648	20	H15.1	797,938	15
新潟市	781	19	703	20	655	19	H28.4	782,107	16
相模原市	779	20	713	19	670	17	H9.4	718,219	18
(参考) 北海道	1,160	—	1,040	—	900	—	H4.10	—	—

- ※1 「順位」は20政令指定都市中、数値の高い順に付した順位である。
 ※2 各市の人口は、令和3年3月31日又は4月1日現在の住民基本台帳によるものである。
 議長平均：988千円、副議長平均：889千円、議員平均：812千円

4 政令指定都市における市長給料の改定推移（平成14年以降）



単位：千円

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
札幌	1,280																				
仙台	1,330				1,310 (▲20)																
新潟						1,163									1,167 (+4)						
さいたま		1,146	1,310 (+164)				1,243 (▲67)								1,210 (▲33)						
千葉	1,250				1,190 (▲60)									1,300 (+110)			1,317 (+17)				
川崎	1,330					1,250 (▲80)										1,200 (▲50)					
横浜	1,480						1,466.5 (▲13.5)	1,453 (▲13.5)					1,428 (▲25)		1,599 (+171)						
相模原									1,142												
静岡				1,160			1,250 (+90)														
浜松						1,277															
名古屋	1,540				1,494 (▲46)	1,467 (▲27)															
京都	1,390																				
大阪	1,550				1,500 (▲50)					1,420 (▲80)					1,669 (+249)						
堺					1,190																
神戸	1,410																				
岡山								1,240	1,160 (▲80)												
広島	1,310																				
北九州	1,340														1,230 (▲90)						
福岡	1,350								1,300 (▲50)												
熊本											1,186									1,190 (+4)	

5 政令指定都市とその所在道府県の市長等及び議会議員の給料月額等比較

区分 県・市	市長・副市長				議会議員				住民基本 台帳人口 (R3.3.31又は4.1) 人		
	知事・市長		副知事・副市長		議 長		副議長			議 員	
	千円	市/県	千円	市/県	千円	市/県	千円	市/県		千円	市/県
北海道	1,380		1,100		1,160		1,040		900		
札幌市	1,280	93%	1,030	94%	1,040	90%	950	91%	860	96%	1,960,829
宮城県	1,310		1,020		1,020		910		840		
仙台市	1,310	100%	1,020	100%	1,020	100%	910	100%	840	100%	1,063,169
新潟県	1,276		999		989		865		792		
新潟市	1,167	91%	942	94%	781	79%	703	81%	655	83%	782,107
埼玉県	1,420		1,134		1,144		1,016		927		
さいたま市	1,210	85%	951	84%	977	85%	873	86%	807	87%	1,327,691
千葉県	1,390		1,110		1,110		970		880		
千葉市	1,317	95%	1,064	96%	930	84%	840	87%	770	88%	975,507
神奈川県	1,450		1,160		1,200		1,080		970		
川崎市	1,200	83%	950	82%	1,030	86%	920	85%	830	86%	1,522,098
横浜市	1,599	110%	1,285	111%	1,179	98%	1,061	98%	953	98%	3,762,090
相模原市	1,142	79%	935	81%	779	65%	713	66%	670	69%	718,219
静岡県	1,301		1,063		1,023		904		834		
静岡市	1,250	96%	940	88%	824	81%	735	81%	663	79%	692,374
浜松市	1,277	98%	928	87%	803	78%	717	79%	648	78%	797,938
愛知県	1,379		1,093		1,209		1,064		977		
名古屋市	1,467	106%	1,100	101%	1,225	101%	1,078	101%	990	101%	2,293,459
京都府	1,292		1,023		1,120		1,030		960		
京都市	1,390	108%	1,100	108%	1,120	100%	1,030	100%	960	100%	1,397,167
大阪府	1,520		1,050		1,170		1,030		930		
大阪市	1,669	110%	1,096	104%	1,080	92%	960	93%	880	95%	2,740,458
堺市	1,190	78%	990	94%	950	81%	850	83%	780	84%	829,924
兵庫県	1,340		1,050		1,080		985		880		
神戸市	1,410	105%	1,110	106%	1,140	106%	1,040	106%	930	106%	1,521,615
岡山県	1,290		1,020		1,000		900		840		
岡山市	1,160	90%	920	90%	850	85%	770	86%	710	85%	706,775
広島県	1,389		1,091		1,113		964		901		
広島市	1,310	94%	1,050	96%	1,060	95%	930	96%	860	95%	1,192,589
福岡県	1,350		1,080		1,110		980		890		
北九州市	1,230	91%	980	91%	1,090	98%	980	100%	880	99%	939,961
福岡市	1,300	96%	1,040	96%	1,060	95%	970	99%	880	99%	1,564,178
熊本県	1,240		970		970		870		780		
熊本市	1,190	96%	947	98%	820	85%	746	86%	676	87%	730,648
平均	1,353		1,062		1,090		969		886		
他府県	1,305	96%	1,018	96%	985	90%	886	91%	810	91%	

※ 平均は、本市及び北海道を除いた市及び府県の平均である。

第2 特別職職員の報酬額等

6 政令指定都市における市長及び副市長の給与等（年間総額）

（単位：円）

区分	順位	市	給与総額	給料 (月額)	地域手当※1（月額）		期末手当※2（年額）		退職手当※3 (年額)
					(率)	(額)	支給割合 (月)	支給額	
市長	1	名古屋市	38,817,553	1,467,000	15%	220,050	3.35	8,010,553	10,562,400
	2	神戸市	37,778,976	1,410,000	12%	169,200	4.4	8,338,176	10,490,400
	3	横浜市	36,322,884	1,599,000	—	—	4.45	8,538,660	8,596,224
	4	広島市	35,204,940	1,310,000	10%	131,000	4.45	7,694,940	10,218,000
	5	京都市	34,165,505	1,390,000	10%	139,000	3.35	7,310,705	8,506,800
	6	仙台市	31,831,297	1,310,000	6%	78,600	3.35	6,679,297	8,488,800
	7	福岡市	31,485,350	1,300,000	10%	130,000	3.35	6,837,350	7,488,000
	8	千葉市	31,212,900	1,317,000	—	—	4.45	7,032,780	8,376,120
	9	川崎市	30,792,840	1,200,000	16%	192,000	3.35	6,600,840	7,488,000
	10	さいたま市	30,565,205	1,210,000	15%	181,500	3.35	6,607,205	7,260,000
	11	堺市	29,759,520	1,190,000	10%	119,000	4.4	6,911,520	7,140,000
	12	札幌市	※4 29,528,768	1,280,000	3%	38,400	3.35	6,371,968	7,219,200
	13	岡山市	※5 28,373,832	1,160,000	3%	34,800	4.45	6,380,232	7,656,000
	14	大阪市	28,239,480	1,669,000	—	—	4.1	8,211,480	0
	15	北九州市	27,876,474	1,230,000	3%	36,900	3.3	6,031,674	6,642,000
	16	静岡市	27,600,000	1,250,000	—	—	4.4	6,600,000	6,000,000
	17	相模原市	26,837,228	1,142,000	12%	137,040	3.3	6,007,148	5,481,600
	18	熊本市	26,346,600	1,190,000	—	—	3.35	4,783,800	7,282,800
	19	浜松市	26,306,745	1,277,000	—	—	4.685	5,982,745	5,000,000
	20	新潟市	25,417,260	1,167,000	—	—	3.05	4,271,220	7,142,040
副市長 ※6	1	神戸市	28,142,496	1,110,000	133,200	6,564,096	6,660,000		
2	横浜市	27,601,800	1,285,000	—	6,861,900	5,319,900			
3	名古屋市	27,126,550	1,100,000	165,000	6,006,550	5,940,000			
4	広島市	25,949,700	1,050,000	105,000	6,167,700	5,922,000			
5	京都市	25,506,250	1,100,000	110,000	5,785,450	5,200,800			
6	福岡市	23,753,080	1,040,000	104,000	5,469,880	4,555,200			
7	大阪市	23,542,080	1,096,000	—	5,392,320	4,997,760			
8	堺市	23,094,720	990,000	99,000	5,749,920	4,276,800			
9	千葉市	23,046,240	1,064,000	—	5,681,760	4,596,480			
10	川崎市	22,781,665	950,000	152,000	5,225,665	4,332,000			
11	仙台市	22,703,874	1,020,000	61,200	5,200,674	4,528,800			
12	札幌市	22,610,043	1,030,000	30,900	5,127,443	4,635,000			
13	さいたま市	22,082,695	951,000	142,650	5,192,935	3,765,960			
14	相模原市	20,850,687	935,000	112,200	4,918,287	3,366,000			
15	北九州市	20,836,074	980,000	29,400	4,724,874	3,998,400			
16	岡山市	19,743,384	920,000	27,600	5,060,184	3,312,000			
17	静岡市	19,063,200	940,000	—	4,963,200	2,820,000			
18	新潟市	18,561,168	942,000	—	3,447,720	3,809,448			
19	浜松市	17,983,680	928,000	—	4,347,680	2,500,000			
20	熊本市	17,898,300	947,000	—	3,806,940	2,727,360			
知事	—	北海道	31,427,430	1,380,000	—	—	3.35	6,703,350	8,164,080
内閣総理大臣	—	国	42,140,574	2,010,000	20%	402,000	3.35	11,379,615	1,816,959
副知事	—	北海道	24,034,450	1,100,000	—	—	5,343,250	5,491,200	
国務大臣	—	国	30,735,364	1,466,000	293,200	8,299,759	1,325,205		

※1 地域の民間賃金水準を適切に反映させるよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当
 ※2 期末手当は、令和2年度の支給割合で計算
 勤勉手当と合わせて、民間の賞与に相当する手当。民間においては、賃金後払的性格をもつ生活補給金的な「一時金」、義務的給与の性格を有する。
 期末手当＝（給料月額＋地域手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×支給割合
 役職段階別加算額＝（給料＋地域手当）×加算率
 管理職加算額＝給料×加算率
 ※3 任期満了した場合に支給される手当額を任期の年数（4年）で割った額（年額）として算出
 特別職の退職手当の性格について、過去の任期間の功労に対する報償という性格が高いとする考えがある。
 ※4 札幌市の市長及び副市長には寒冷地手当が支給されており、給与総額に116,800円（世帯主（扶養親族あり））を含む。
 ※5 岡山市について、支給となる手当に扶養手当があるが、扶養親族の有無等によって支給額が変わるため、給与総額から除いている。
 ※6 副市長の地域手当の率、期末手当の支給割合及び加算割合については、市長と同様
 ※ 端数処理により、実際の支給額とは異なる場合がある。

第2 特別職職員の報酬額等

7 政令指定都市における議会議員の報酬等（年間総額）

(単位:円)

区分	順位	市	報酬等総額	報酬 (月額)	期末手当※1（年額）		区分	順位	市	報酬等総額	報酬 (月額)	期末手当 支給額	区分	順位	市	報酬等総額	報酬 (月額)	期末手当 支給額
					支給割合 (月)	支給額												
議長	1	横浜市	20,443,860	1,179,000	4.45	6,295,860	副議長 ※2	1	横浜市	18,397,740	1,061,000	5,665,740	議員 ※2	1	横浜市	16,525,020	953,000	5,089,020
	2	名古屋市	20,206,375	1,225,000	3.10	5,506,375		2	神戸市	17,971,200	1,040,000	5,491,200		2	名古屋市	16,330,050	990,000	4,450,050
	3	神戸市	19,699,200	1,140,000	4.40	6,019,200		3	名古屋市	17,781,610	1,078,000	4,845,610		3	京都市	16,183,200	960,000	4,663,200
	4	京都市	18,880,400	1,120,000	3.35	5,440,400		4	京都市	17,363,225	1,030,000	5,003,225		4	神戸市	16,070,400	930,000	4,910,400
	5	広島市	18,380,400	1,060,000	4.45	5,660,400		5	北九州市	16,449,300	980,000	4,689,300		5	広島市	14,912,400	860,000	4,592,400
	6	北九州市	18,295,650	1,090,000	3.30	5,215,650		6	福岡市	16,351,775	970,000	4,711,775		6	福岡市	14,834,600	880,000	4,274,600
	7	大阪市	18,079,200	1,080,000	3.95	5,119,200		7	広島市	16,126,200	930,000	4,966,200		7	北九州市	14,770,800	880,000	4,210,800
	8	福岡市	17,868,950	1,060,000	3.35	5,148,950		8	大阪市	16,070,400	960,000	4,550,400		8	大阪市	14,731,200	880,000	4,171,200
	9	札幌市	17,531,800	1,040,000	3.35	5,051,800		9	札幌市	16,014,625	950,000	4,614,625		9	札幌市	14,497,450	860,000	4,177,450
	10	川崎市	17,363,225	1,030,000	3.35	5,003,225		10	川崎市	15,508,900	920,000	4,468,900		10	仙台市	14,160,300	840,000	4,080,300
	11	仙台市	17,194,650	1,020,000	3.35	4,954,650		11	仙台市	15,340,325	910,000	4,420,325		11	川崎市	13,991,725	830,000	4,031,725
	12	さいたま市	16,469,777	977,000	3.35	4,745,777		12	さいたま市	14,716,597	873,000	4,240,597		12	さいたま市	13,604,002	807,000	3,920,002
	13	堺市	16,416,000	950,000	4.40	5,016,000		13	堺市	14,688,000	850,000	4,488,000		13	堺市	13,478,400	780,000	4,118,400
	14	千葉市	16,126,200	930,000	4.45	4,966,200		14	千葉市	14,565,600	840,000	4,485,600		14	千葉市	13,351,800	770,000	4,111,800
	15	岡山市	14,739,000	850,000	4.45	4,539,000		15	岡山市	13,351,800	770,000	4,111,800		15	岡山市	12,311,400	710,000	3,791,400
	16	静岡市	14,238,720	824,000	4.40	4,350,720		16	静岡市	12,700,800	735,000	3,880,800		16	静岡市	11,456,640	663,000	3,500,640
	17	浜松市	13,398,055	803,000	4.69	3,762,055		17	相模原市	12,019,397	713,000	3,463,397		17	相模原市	11,294,525	670,000	3,254,525
	18	熊本市	13,136,400	820,000	3.35	3,296,400		18	浜松市	11,963,145	717,000	3,359,145		18	熊本市	10,829,520	676,000	2,717,520
	19	相模原市	13,131,992	779,000	3.35	3,783,992		19	熊本市	11,950,920	746,000	2,998,920		19	浜松市	10,811,880	648,000	3,035,880
	20	新潟市	12,230,460	781,000	3.05	2,858,460		20	新潟市	11,008,980	703,000	2,572,980		20	新潟市	10,257,300	655,000	2,397,300
議長	—	北海道	19,050,100	1,160,000	3.35	5,634,700	副議長	—	北海道	17,079,400	1,040,000	5,051,800	議員	—	北海道	14,780,250	900,000	4,371,750
国会議長	—	国	35,951,475	2,170,000	3.35	10,540,775	国会副議長	—	国	26,242,920	1,584,000	7,694,280	国会議員	—	国	21,438,345	1,294,000	6,285,605

※1 期末手当は、令和2年度の支給割合で計算
 期末手当＝（報酬月額＋加算額）×支給割合
 加算額＝報酬×加算率

※2 副議長・議員の期末手当の支給割合及び加算割合については、議長と同様

※ 端数処理により、実際の支給額とは異なる場合がある。

第2 特別職職員の報酬額等

8 政令指定都市における市長及び副市長の退職手当支給額

(1) 算出方法

給料月額×在職月数×支給割合 (札幌市の場合：給料月額×48月×47/100)
--

(2) 市長

順位	市	給料月額	支給割合	支給額
1	名古屋市	1,467,000	60/100	42,249,600
2	神戸市	1,410,000	62/100	41,961,600
3	広島市	1,310,000	65/100	40,872,000
4	横浜市	1,599,000	44.8/100	34,384,896
5	京都市	1,390,000	51/100	34,027,200
6	仙台市	1,310,000	54/100	33,955,200
7	千葉市	1,317,000	53/100	33,504,480
8	岡山市	1,160,000	55/100	30,624,000
9	川崎市	1,200,000	52/100	29,952,000
9	福岡市	1,300,000	48/100	29,952,000
11	熊本市	1,190,000	51/100	29,131,200
12	さいたま市	1,210,000	50/100	29,040,000
13	札幌市	1,280,000	47/100	28,876,800
14	新潟市	1,167,000	51/100	28,568,160
15	堺市	1,190,000	50/100	28,560,000
16	北九州市	1,230,000	45/100	26,568,000
17	静岡市	1,250,000	40/100	24,000,000
18	相模原市	1,142,000	480/100(※)	21,926,400
19	浜松市	1,277,000	1任期	20,000,000
20	大阪市	1,669,000	不支給	

	北海道	1,380,000	49.3/100	32,656,320
--	-----	-----------	----------	------------

(3) 副市長

(単位:円)

順位	市	給料月額	支給割合	支給額
1	神戸市	1,110,000	50/100	26,640,000
2	名古屋市	1,100,000	45/100	23,760,000
3	広島市	1,050,000	47/100	23,688,000
4	横浜市	1,285,000	34.5/100	21,279,600
5	京都市	1,100,000	39.4/100	20,803,200
6	大阪市	1,096,000	38/100	19,991,040
7	札幌市	1,030,000	37.5/100	18,540,000
8	千葉市	1,064,000	36/100	18,385,920
9	福岡市	1,040,000	36.5/100	18,220,800
10	仙台市	1,020,000	37/100	18,115,200
11	川崎市	950,000	38/100	17,328,000
12	堺市	990,000	36/100	17,107,200
13	北九州市	980,000	34/100	15,993,600
14	新潟市	942,000	33.7/100	15,237,792
15	さいたま市	951,000	33/100	15,063,840
16	相模原市	935,000	360/100(※)	13,464,000
17	岡山市	920,000	30/100	13,248,000
18	静岡市	940,000	25/100	11,280,000
19	熊本市	947,000	24/100	10,909,440
20	浜松市	928,000	1任期	10,000,000

	北海道	1,100,000	41.6/100	21,964,800
--	-----	-----------	----------	------------

※ 相模原市 ⇒ 在職年数×480/100 (市長)
 在職年数×360/100 (副市長)

第3 その他

1 消費者物価指数

(1) 消費者物価指数 平成27年の「全国人口5万人以上の都市平均」=100

対象	項目	消費者物価指数					
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
札幌市		99.8	99.7	101.0	102.1	102.9	102.2
全国人口5万人以上の都市平均		100.0	99.9	100.7	101.4	101.9	101.7

(2) 消費者物価地域差指数 都道府県庁所在市及び政令指定都市の平均=100

年	市	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
		平成27年	順位	15	16	11	4	9	1	2	3	12	20	10	7	6	8	5	14	12	19
	指数	98.7	98.5	99.5	103.2	100.2	104.4	103.9	103.6	99.3	97.6	99.7	100.8	101.0	100.5	101.6	98.9	99.3	97.8	98.3	98.3
平成28年	順位	12	15	11	4	7	1	2	3	12	18	10	6	7	9	5	17	14	20	19	16
	指数	99.1	98.7	99.3	103.1	100.7	105.4	104.9	104.0	99.1	97.7	99.4	100.9	100.7	99.9	101.5	98.5	99.0	97.2	97.6	98.6
平成29年	順位	10	14	11	4	7	1	2	3	11	18	15	6	8	8	5	16	11	20	19	17
	指数	99.5	99.1	99.2	102.8	100.8	105.3	104.8	103.3	99.2	98.1	99.0	100.9	100.2	100.2	101.2	98.8	99.2	97.3	97.4	98.6
平成30年	順位	10	11	13	4	6	1	2	3	11	18	13	7	9	8	5	16	13	19	20	17
	指数	99.6	99.2	98.9	102.8	101.1	105.4	105.1	103.1	99.2	98.3	98.9	100.9	99.9	100.2	101.2	98.5	98.9	97.1	97.0	98.4
令和元年	順位	12	9	13	4	5	1	2	3	10	15	15	7	10	8	6	18	13	19	19	17
	指数	99.5	99.9	98.9	102.7	101.3	105.2	104.7	103.0	99.7	98.5	98.5	100.8	99.7	100.0	100.9	97.6	98.9	97.5	97.5	98.4

※ 総務省統計局ホームページから転記

2 民間従業員の報酬・年間賞与の状況（規模別・役位別）

規模	役位	報酬月額 (千円)				年間賞与 (千円)				年間報酬 (千円)			
		平成13年	平成23年	平成27年	令和2年	平成13年	平成23年	平成27年	令和2年	平成13年	平成23年	平成27年	令和2年
規模計	社長	2,340	3,080	3,390	3,180	3,070	4,390	9,200	7,380	31,150	41,350	49,880	45,540
	副社長	2,000	2,530	2,530	2,600	2,240	5,110	7,420	5,240	26,240	35,470	37,780	36,440
	専務取締役	1,650	2,090	2,290	2,260	1,870	3,780	6,070	4,270	21,670	28,860	33,550	31,390
	常務取締役	1,360	1,680	1,800	1,730	1,690	2,530	5,350	2,650	18,010	22,690	26,950	23,410
1000人～	社長	2,970	4,000	4,200	3,850	4,170	8,030	14,180	15,460	39,810	56,030	64,580	61,660
	副社長	2,450	2,790	3,080	2,920	3,840	6,290	9,860	7,510	33,240	39,770	46,820	42,550
	専務取締役	1,910	2,430	2,590	2,450	2,100	4,820	9,350	6,990	25,020	33,980	40,430	36,390
	常務取締役	1,620	2,050	2,080	1,900	1,990	4,080	7,300	4,130	21,430	28,680	32,260	26,930
300～999人	社長	1,960	3,080	3,200	3,150	2,420	4,940	2,950	3,870	25,940	41,900	41,350	41,670
	副社長	1,580	2,500	1,670	1,670	760	7,040	1,530	0	19,720	37,040	21,570	20,040
	専務取締役	1,420	1,800	1,940	2,050	1,660	3,430	1,060	1,050	18,700	25,030	24,340	25,650
	常務取締役	1,210	1,520	1,650	1,690	1,510	2,400	1,890	1,880	16,030	20,640	21,690	22,160
～300人	社長	—	2,150	2,610	2,530	—	320	7,920	2,980	—	26,120	39,240	33,340
	副社長	—	1,910	1,970	2,230	—	0	8,550	1,920	—	22,920	32,190	28,680
	専務取締役	—	1,500	1,680	1,890	—	900	2,060	0	—	18,900	22,220	22,680
	常務取締役	—	1,290	1,380	1,560	—	260	4,470	1,710	—	15,740	21,030	20,430

※ 出典：労務行政研究所「従業員の報酬等に関する実態調査（平成13・平成23・平成27・令和2年度）」

※ 調査対象

- 平成13年：全国8証券市場の上場企業及び店頭登録企業3,388社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）352社の合計3,740社（調査時期：平成13年2月8日～4月9日）のうち回答のあった103社及び中堅・中小企業78社
- 平成23年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,493社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）328社の合計3,821社（調査時期：平成23年7月12日～9月15日）のうち回答のあった137社
- 平成27年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,481社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）296社の合計3,777社（調査時期：平成27年7月10日～10月2日）のうち回答のあった116社
- 令和2年：全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3,667社と、上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）71社の合計3,738社（調査時期：令和2年7月20日～9月28日）

※ 平成13年調査結果について、規模「300～999人」の欄には、「1,000人未満」の結果を転記。「～300人」の結果は公表されていないため、記載せず。

3 札幌市特別職報酬等審議会 平成28年度答申書

札幌市特別職報酬等審議会答申書

平成28年（2016年）12月13日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市特別職報酬等審議会
会長 常本 照樹

特別職の給料の額等について（答申）

平成28年8月29日付けで本審議会に対し諮問があった市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料の額並びに参考意見として求められた市長等の退職手当等について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 市議会議員の議員報酬並びに市長等の給料据え置くことが適当である。

（参考：現行額）

議 長	報酬月額	1, 040, 000円
副議長	同	950, 000円
議 員	同	860, 000円
市 長	給料月額	1, 280, 000円
副市長	同	1, 030, 000円

- 2 市長等の退職手当等据え置くことが適当である。

3 審議内容（要約）

本審議会では、市長からの諮問を受け、以下の(1)から(3)までの状況を踏まえ、総合的かつ客観的に審議した結果、「札幌市特別職の職員の給与に関する条例」等に定める市議会議員の議員報酬及び市長等の給料の額並びに退職手当等について、現時点では据え置くことが適当であるとの結論に至った。

(1) 特別職の報酬・給与の政令指定都市比較について

札幌市と他の19政令指定都市について、札幌市の人口規模が、人口の多い方から数えて第4位に位置していることに対し、市議会議員の報酬年間総額及び市長等

の退職手当を含めた給与年間総額を比較すると、金額が高い方から、市議会議員、副議長及び議員については第9位、市長については第11位、副市長については第10位となっており、いずれも概ね中位に位置している（平成28年4月1日時点）。

(2) 札幌市一般職職員の給与改定状況について

一般職職員の給与改定率の推移は、平成4年を100と設定した場合、指数としては平成13年の107.6をピークに減少に転じ、平成25年には98.7まで下降したが、近年はやや増加し平成28年現在99.0となっている。

一方、特別職職員の給与改定率の推移は、平成4年以降、引上げも引下げも行わず、平成28年現在100.0を維持している。

その結果、現時点においては、特別職職員100.0に対して、一般職職員は99.0とその差は僅かである。

(3) 札幌市の財政状況等について

普通会計決算における財政力指数や財政規模に対する自主財源の割合は、他の政令指定都市との比較において下位にあるものの、自主財源に対する人件費の割合は低く、全体として良好な水準を維持している。

なお、政令指定都市の半数程度で報酬・給料等の自主的な削減措置が行われているとの報告を受けたが、各都市におけるそれらの措置は、市長等の政治的な判断に基づくものと考えられることから、本審議会での審議には馴染まないとの結論に至った。

4 附帯意見

(1) 特別職の退職手当等の在り方について

民間企業では、役員退職慰労金制度を廃止し、基本報酬に振り替える動きがある。

一方、国や他の政令指定都市の多くは現在も、退職手当等の制度を維持しているが、一部の政令指定都市において、特別職の退職手当や地域手当を廃止し、その一部又は全部を給料月額に含めて算定する方法に変更していることから、次回の審議会に向けて、退職手当等の在り方について検討していただきたい。

(2) 今後の審議会開催について

審議会の開催については、平成21年及び平成23年に開催された審議会の答申において、定期的開催するよう言及されている。

今後においても、景況感を適切に反映した検討を継続していくため、市長の一任期中に少なくとも一度は開催するなど、市民の十分な理解が得られるよう、適切な時期に審議会を開催していただきたい。

4 人事院勧告の概要

1 官民較差

区 分	本 年	昨 年
人 事 院 勧 告	0.00% (△19 円)	△0.04% (△164 円)
(参考) 本市人事委員会勧告	△0.04% (△151 円)	△0.03% (△119 円)

※ 比較対象の国家公務員(行(一))…平均給与:407,153 円、平均年齢:43.0 歳(本年4月)

2 較差に基づく給与改定

(1) 月例給

- ・ 民間給与との較差 △19 円 (0.00%)
- ・ 民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから月例給の改定なし

(2) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合 4.32 月 [公務の支給月数 4.45 月]
- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.15 月分引き下げ、4.30 月に改定
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 指定職の期末・勤勉手当についても、一般職と同様に引下げ (3.35 月→3.25 月)

【令和元年民間企業における役員報酬(給与)調査の概要】(令和元年人事院勧告資料より抜粋)

令和元年に実施した民間企業における役員報酬(給与)調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するため、平成30年の民間企業の役員報酬の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の母集団事業所のうち、医療法人・学校法人等を除いた企業規模500人以上の本店事業所4,173社を母集団として、データの精確性の確保の観点から、企業規模別、産業別に層化抽出した3,708社に対し通信調査を行い、1,593社から有効回答(有効回答率43.0%)を得た。

(3) 集計

- ① 本調査における役員は、平成30年1月から12月までの全期間を通じて常勤の役員(会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、部長等兼任の取締役、監査役等)として役員に在任した者を対象とした。
- ② このうち、「比較対象役員」を役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社1人」と定義して集計した。
- ③ 比較対象役員の年間報酬額の算出に際しては、母集団に還元して行った。

(注) 比較対象役員の調査実人員は598人で、その具体的な役職名は、「副社長」(35.3%)、「専務取締役」(33.6%)、「常務取締役」(19.7%)等であった。

第29表 平成30年民間における役員(比較対象役員)の年間報酬額

(令和元年民間企業における役員報酬(給与)調査)

区 分	年 間 報 酬 額
企 業 規 模 計	35,916 千円
3,000 人以上	55,053 千円
1,000 人以上 3,000 人未満	33,315 千円
500 人以上 1,000 人未満	29,002 千円

事務次官(指定職8号俸)の年間給与	23,374 千円
-------------------	-----------

(注) 1 年間報酬には、平成30年中に支給された賞与を含む。

2 事務次官の年間給与は、給与法に定められた俸給月額を基礎とした年収である。

<参考> 平成30年民間における主な役職の年間報酬額

(令和元年民間企業における役員報酬(給与)調査)

役職	企業規模			
	全規模	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満
副 社 長	44,488 千円	59,290 千円	37,401 千円	30,994 千円
専 務 取 締 役	34,878 千円	46,681 千円	33,481 千円	25,427 千円
常 務 取 締 役	26,365 千円	35,321 千円	25,116 千円	22,189 千円
取 締 役	19,827 千円	26,392 千円	19,276 千円	18,297 千円

(注) 1 役員数5人以上の企業において副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の役職に就いている全役員(調査実人員3,430人)について集計した。

2 年間報酬額には、平成30年中に支給された賞与を含む。

1 特別職の報酬等について

〔昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号
各都道府県知事あて 自治事務次官通知〕

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によつて通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする事。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする事。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当である事。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする事。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避ける事。

（別紙）

〇〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則

（設置）

第 1 条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（委員）

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもつて組織し、その委員は、〇〇県（都道府）の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例

昭和26年7月21日

条例第30号

(議員報酬)

第1条 市議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長である議員 月額 104万円
- (2) 副議長である議員 月額 95万円
- (3) 前2号以外の議員 月額 86万円

2 議員が一の定例会の開会の日から同日から起算して1年を経過した日

(以下「1年経過日」という。)までの間の定例会の会議全てを次に掲げる事由以外の事由により欠席した場合において、1年経過日後最初に定例会若しくは臨時会の会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席した日の属する月(以下「出席月」という。)が1年経過日の属する月の翌月の月であるときは、1年経過日の属する月の翌月から出席月の前月までの当該議員の議員報酬の月額を、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。

- (1) 札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第39号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたと認定した災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。

(期末手当)

第2条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号。以下「特別職給与条例」という。)第3条第2項第1号に規定するところにより期末手当を受ける職員(以下「特別職給与条例適用職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、議員の任期満了の日又は議会の解散により任期が終了した日に在

職した議員で当該任期満了又は議会の解散による一般選挙により再び議員となったものの受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとみなす。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の20

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に特別職給与条例適用職員の例により一定の割合を乗じて得た額の合計額とする。

(支給期日)

第3条 議員報酬は当月分を毎月10日までに、期末手当は前条第1項に定めるそれぞれの基準日の属する月の末日までに支給する。

(支給方法)

第4条 議員報酬の支給方法については、この条例に定めがあるものを除くほか、特別職給与条例の規定により月額で定められている報酬が支給される職員の例による。

(施行細目)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(略)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例

昭和26年7月21日
条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の公務員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特別職に属する者のうち次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市長、副市長、地方公営企業管理者及び教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）
- (2) 教育委員会、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各委員並びに監査委員
- (3) その他別表に掲げる者

(特別職の職員の給与)

第2条 前条第1号に掲げる者並びに同条第2号に掲げる人事委員会委員及び監査委員のうち常勤のもの（以下「常勤の人事委員会委員等」という。）には給料を、その他の者には給料又は報酬を支給する。

2 前項の給料及び報酬の額は、別表に掲げるところによる。

(期末手当)

第3条 第1条第1号に掲げる者及び常勤の人事委員会委員等には、札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）の適用を受ける職員の支給の例に準じて、6月及び12月に期末手当を支給する。この場合において、これらの者を同条例第29条第5項に規定する職員とみなし、同項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、市長が定めるものとする。

2 前項の期末手当のそれぞれの月の支給割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長、副市長、教育長及び監査委員のうち常勤のもの（以下「市長等」という。）にあつては、100分の167.5
- (2) 地方公営企業管理者及び人事委員会委員のうち常勤のもの（以下「企業管理者等」という。）にあつては、100分の222.5

(退職手当)

第3条の2 市長等及び企業管理者等には、退職手当を支給する。

2 市長等の退職手当の額は、退職の日（死亡の日を含む。以下同じ。）におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の47
- (2) 副市長 100分の37.5

(3) 教育長及び監査委員のうち常勤のもの 100分の20.5

3 前項の在職月数の計算は、市長等となつた日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数（その月数が48月（教育長にあつては、36月。以下この項において同じ。）を超えるときは、48月）による。ただし、市長等が退職した日の属する月において再び市長等となつたときは、市長等となつた日の属する月から退職した日の属する月の前月までの月数によるものとする。

4 市長等の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

5 前各項の規定にかかわらず、国家公務員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者及びその者から退職手当の支給を受けることなく引き続いて市長等以外の本市の常勤の職員となつた者をいう。以下同じ。）から退職手当の支給を受けることなく引き続いて市長等となつた者に対しては、その者が市長等としての最終の退職（死亡を含む。）をした場合に、次に掲げる額の合計額を支給する。ただし、当該退職後、引き続いて国家公務員又は市長等以外の本市の常勤の職員となつた場合は、退職手当は支給しない。

(1) 市長等としての引き続く在職期間（次項の規定により通算されることとなる期間を除く。）について、第2項及び第3項本文の規定を準用して算定した額

(2) 次項の規定により市長等としての在職期間に通算されることとなる期間について、その者が市長等となるため国家公務員等を退職した日に受けていた給料の市長等としての最終の退職の日現在の月額を基礎とし、かつ、当該国家公務員等を退職した日に本市の常勤の職員を退職したもものとして、札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号。以下「退職手当条例」という。）の規定を準用して算定した額

6 国家公務員等から退職手当の支給を受けることなく引き続いて市長等となつた場合における当該国家公務員等としての引き続いた在職期間は、その者の市長等としての在職期間に通算する。

7 前各項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給については、退職手当条例第2条から第2条の3まで、第14条から第21条まで（第17条第1項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第14条第1項第1号中「地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分」とあるのは「地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条において準用する同令第13条第1項の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」と、同項第2号中「地方公務員法の規定により」とあるのは「地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令の規定により」と、「機関をいう」とあるのは「機関（市長にあつては、市長）をいう」と、第15条第1項第2号中「除く。」とあるのは「除く。」に準ずる退職」と読み替えるものとする。

8 企業管理者等の退職手当の額については、退職手当条例第2条の4から

第6条まで（退職手当条例附則第10項の規定により退職手当条例第6条を読み替えて適用する場合を含む。）、第8条から第8条の5まで（退職手当条例附則第10項の規定により退職手当条例第8条の3を読み替えて適用する場合を含む。）、第12条、第13条並びに附則第5項から第10項まで及び第16項の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号中「任命権者が特に必要と認める理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの」とあるのは、「市長が特に必要と認める理由により退職した者」と、第5条の2第2項中「第15条第1項」とあるのは、「札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）第3条の2第10項により読み替えて準用する第15条第1項」と読み替えるものとする。

9 企業管理者等が退職手当条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）から引き続いて企業管理者等となつた者である場合は、退職手当条例によりその者の職員としての引き続いた在職期間とされる期間は、企業管理者等としての引き続いた在職期間にこれを通算する。

10 第1項及び前2項に定めるもののほか、企業管理者等の退職手当の支給については、退職手当条例第2条から第2条の3まで、第7条、第9条、第10条及び第14条から第22条までの規定を準用する。この場合において、退職手当条例第14条第1項第1号中「地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分」とあるのは「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」と、同項第2号中「地方公務員法の規定により」とあるのは「地方公営企業法その他の法令の規定により」と、第15条第1項第2号中「除く。）」とあるのは「除く。）に準ずる退職」と読み替えるものとする。

（その他の給与）

第4条 札幌市職員給与条例第14条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条の2から第25条の9まで、第27条から第28条の2まで、第32条の2及び第34条の規定は企業管理者等に、同条例第21条、第22条、第27条から第28条の2まで及び第34条の規定は市長等にこれを準用し、その支給については、同条例の適用を受ける職員の例によるものとする。この場合において、同条例第25条の7の規定により人事委員会規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

（給与支給の始期）

第5条 新たに特別職の職員になつた者の給与（給料、地域手当、初任給調整手当及び月額で定められている報酬に限る。以下この条から第6条の2までにおいて同じ。）又は給与の額に変更のあつた特別職の職員の給与は、就任した日又は給与の額に変更のあつた日から支給する。ただし、退職し

た本市の公務員が即日特別職の職員になつたときは、その日の翌日から給与を支給する。

（給与支給の終期）

第6条 特別職の職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

2 特別職の職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

3 教育委員会の委員が教育長に就任したときは、教育長に就任した日の前日まで報酬を支給する。

（日割計算）

第6条の2 第5条又は前条第1項若しくは第3項の規定により給与を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、市長等及び企業管理者等にあつては札幌市職員給与条例の適用を受ける職員の例により、市長等及び企業管理者等以外の特別職の職員にあつてはその月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

（給与の支給期日）

第7条 給与の支給期日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与が月額で定められている者に対しては、札幌市職員給与条例第9条及び第10条の規定を準用して支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、別に定める日に支給することができる。

(2) 給与が日額で定められている者に対しては、職務従事後に支給する。

（支給方法の特例）

第7条の2 前4条の規定にかかわらず、別表に規定する「その他の者」に該当する者のうち、報酬が月額で定められているものに対する報酬の支給期日その他の支給方法については、市長が別に定める。

（準用）

第8条 札幌市職員給与条例第35条及び第35条の2の規定は、この条例による給与を支給する場合にこれを準用する。

（施行細目）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

（略）

別表

職名		給与の区分	金額
市長		給料月額	1,280,000円
副市長		給料月額	1,030,000円
地方公営企業管理者		給料月額	札幌市職員給与 条例別表1行政 職給料表の10 級又は同条例別 表3医師職給料 表の4級に決定 される職員に準 じて市長が定め る額
教育委員会	教育長	給料月額	830,000円
	委員	報酬月額	251,000円
市選挙管理委員会	委員長	報酬日額	32,500円
	委員		23,500円
区選挙管理委員会	委員長	報酬日額	17,500円
	委員		15,000円
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		報酬日額	国会議員の選挙 等の執行経費の 基準に関する法 律（昭和25年法 律第179号）第 14条第1項各 号に掲げる職の 区分に応じ、そ れぞれ当該各号 に掲げる額（期 日前投票所を開 く時刻を繰り上 げる場合又は閉 じる時刻を繰り 下げる場合の当 該期日前投票所 の投票管理者又 は期日前投票所 の投票立会人に あつては、当該 額に、当該期日 前投票所を開い ている

			時間が11時間 30分を超える 時間1時間につ き、当該額を10 分の115で除 して得た額（そ の額に小数点以 下の端数がある ときは、これを 切り上げる。） を加算した額
人事委員会	委員長	報酬月額	301,000円
	委員		251,000円
	委員長又は委員で常勤のもの	給料月額	札幌市職員給与 条例別表1行政 職給料表の10 級に決定される 職員に準じて市 長が定める額
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者で常勤のもの	給料月額	800,000円
	識見を有する者のうちから選任された者で非常勤のもの	報酬月額	301,000円
	市議会議員のうちから選任された者		70,000円
農業委員会	会長	報酬月額	96,000円
	副会長		67,000円
	委員		47,000円
農地利用最適化推進委員		報酬月額	42,000円
固定資産評価審査委員会委員		報酬日額	12,500円
附属機関	オンブズマン	報酬月額	550,000円
	子どもの権利救済委員		290,000円
	上記以外の委員その他の構成員	給料日額又は報酬日額	12,500円
専門委員		給料日額又は報酬日額	12,500円
その他の者		給料月額又は	札幌市職員給与

	報酬月額	条例別表1行政職給料表に掲げる額のうち市長が定める額(以下「別表1の額」という。)を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
	給料日額又は報酬日額	別表1の額の21分の1の額を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額

備考1 選挙長、開票管理者、開票立会人又は選挙立会人が、開票を開始した時から開票を開始した時の属する日の翌日まで引き続いて職務に従事した場合は、当該翌日の職務は開票を開始した時の属する日の職務として報酬を支給する。

2 投票所又は期日前投票所の投票管理者が職務時間内に交替する場合又は投票立会人が立会時間内に交替する場合の報酬日額は、この表に規定する投票所又は期日前投票所の投票管理者又は投票立会人の報酬日額を超えない範囲内で市長が定める額を支給する。